

## 議案第15号

### 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部変更について

次のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前
別表（第13条関係） 1 略	別表（第13条関係） 1 略

2 建物

名 称	所 在	延床面積
略		
鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔2032番3、2032番1	288.82平方メートル (H27.10.30 除却)
計		22,512.33平方メートル

2 建物

名 称	所 在	延床面積
略		
鳥取県産業技術センター食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔2032番3、2032番1	288.82平方メートル
計		22,512.33平方メートル

附 則

この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。